

●香川県警察本部告示第8号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成20年7月8日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程
香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第7条、第10条関係）				別表第2（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略				1～10 略			
11 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第8条第3項～第51条第24項 略			11 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第8条第3項～第51条第24項 略		
	第51条の2の2第1項	報告又は資料の提出の要求	報告等要求書（道路交通法施行細則別記様式第14号の2）		第51条の3第9項～第108条の31第2項第8号 略		
	第51条の2の2第2項	官庁、公共団体等に対する照会	車両使用者等照会書（道路交通法施行細則別記様式第14号の3）				
(1)・(2) 略				(1)・(2) 略			
(3) 指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則	第10条第1項	指定車両移動保管機関の公示	公告文書	(3) 指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則	第10条第1項	指定車両移動保管機関の公示	公告文書
	第10条第2項	指定車両移動保管機関の公示事項の変更に係る公示	公告文書		第10条第2項	指定車両移動保管機関の公示事項の変更に係る公示	公告文書
	第11条第2項	車両移動保管事務の引継ぎに係る公示	公告文書		第11条第2項	車両移動保管事務の引継ぎに係る公示	公告文書
	第12条第2項	指定車両移動保管機関からの照会に	回答書		第12条第2項	指定車両移動保管機関からの照会に	回答書

			第7号)	対する回答	
			第16条	車両移動保管事務 の委託の承認	承諾書
			(4) 略		
12~27 略			12~27 略		

附 則

この規程は、平成20年7月8日から施行する。